

沖縄県 労働基準協会だより



主な内容

- 令和6年度免許試験沖縄会場(第1回目)、宮古会場受験申請書の受付について
- 八重山支部通信(八重山地区安全大会を開催)
- 全国産業安全衛生大会in広島ツアー申込・大会参加申込ご案内
- 【新たな化学物質規制】～「化学物質管理者」とは？
- 沖縄県産業安全衛生大会(10月11日開催)
- 沖縄労働局から
 - ①エイジフレンドリーガイドライン
 - ②この夏は休みをつなげて心身ともにリフレッシュ
 - ③令和6年労働災害・死亡災害発生状況(5月末現在)
- 講習会のご案内(令和6年9月分)
- 新規加入事業場のご紹介(令和6年6月16日～7月15日)



8月の太陽

夏の晴れ渡る空と大海原、砂浜から海に伸びる「白い栈橋」、8月の太陽に眩しく輝いて印象的です。
(撮影地 今帰仁にて 撮影者・写真提供：与儀栄太郎氏)

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人

定 価／1部 50円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

(1) 沖縄会場(第1回目)

試験の種類 第一種衛生管理者、第二種衛生管理者(午後)、ボイラー整備士、移動式クレーン運転士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)

試験の種類 潜水士、エックス線作業主任者、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士

(2) 宮古会場

試験の種類 第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、潜水土、二級ボイラー技士、移動式クレーン運転士、クレーン・デリック運転士(クレーン限定)

試験場 宮古島市中央公民館(宮古島市平良字東仲宗根807)

令和6年8月19日(月)～8月30日(金)必着

受付時間 9:00～12:00、13:00～16:00※土・日・祝日、除く

- ① 学科試験手数料・・・**8,800円**（事前に金融機関で払い込んでください）
② 沖縄会場の衛生管理者、潜水士及びエックス線作業主任者以外の受験申請書は、沖縄県労働基準協会では受付はできません。試験の種類によって提出先（受付団体）が異なりますので、「免許試験案内」でご確認ください。

- オンラインによる受験申請が可能となりました。
 - 二級ボイラー技士及び**潜水士**の受験申請、そして免許試験の再受験は、オンライン申請で完結できます。
 - 上記以外の免許試験（衛生管理者等）は、オンライン申請に加え、別途、提出書類と印刷した申請書の郵送が必要です。
 - 沖縄地区出張特別試験に係る受付期間は、上記2と同じ期間です。
 - 詳細は、安全衛生技術試験協会HPをご覧ください。
 - お問い合わせは、安全衛生技術試験協会（☎03-5275-2366）宛てにお願いします。なお、沖縄県労働基準協会では、オンラインに係るお問い合わせには対応いたしません。また、オンラインに係る提出書類等の受付等もできません。



公費財団法人 安全衛生技術試験委員会

受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムが アシストします!



安全衛生試験
受験申請



労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特殊ボイラー技士
- 高圧ボイラー技士
- 蒸気ボイラー技士
- 特殊ボイラー一級技士
- 蒸気ボイラー一級技士

- プレーン・タンク溶接士
- 溶接作業の一般溶接士
- 溶接技能士
- 圧入溶接技能士
- 溶接作業の安全衛生監督員

- 第一種衛生管理技師
- 第二種衛生管理技師
- 第三種衛生管理技師
- エンダース機操作安全監督員
- 圧入溶接等保固試験作業安全監督員
- 溶接士



受験資格の
取得が容易



どこにいても
パソコンで受験
申し込み可能



申請の申込み
手数料不要



講習会に
参加しなくても



オンラインで
申請・採点・結果
発表がオンラインで!

オンライン申請から受験までの流れ

1

オンライン申請からアカウント作成する



資格試験システムで、アカウントを作成し、受験資格を確認します。

2

試験の種類について確認する



試験の種類によって、受験資格確認、試験科目、試験時間、試験会場を確認します。

3

申請方法を確認し、申請する



オンライン申請の2つの方法
 ① 試験科目の申し込み
 ② 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込み

① オンライン申請

試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。



② オンライン申請

試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。



4

受験する



試験開始時間になったら、試験会場へ向かい受験します。

受験後の流れ

結果について受験資格を確認してください。

合格された方は、試験科目の合格通知書と受験記録表を提出してください。

申請に関するQ&A

Q. 申請について

A. 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。

Q. 試験科目の申し込み

A. 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。

Q. 試験料の申し込み

A. 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。

Q. 試験料の申し込み

A. 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。

受験に関するQ&A

Q. 試験科目の申し込み

A. 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。

Q. 試験料の申し込み

A. 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。

Q. 試験料の申し込み

A. 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。

Q. 試験料の申し込み

A. 試験科目の申し込みと試験料の同時申し込みが可能です。



特許庁 個人情報 安全管理 対策委員会

特許庁 個人情報 安全管理 対策委員会

特許庁 個人情報 安全管理 対策委員会

八重山支部
通信

～八重山地区安全大会を開催～

6月19日(水)、石垣市民会館中ホールにて第32回八重山地区安全大会を開催し、94名が参加しました。

参加者全員で黙祷を捧げたあと、平良建災防八重山分会長のあいさつで開会し、建災防八重山分会の安全指導員を先導に指差唱和が行われました。宮良労働基準協会八重山支部長からは「労災のない安心して働ける職場環境を実現することは全ての働く人の願いであり、八重山地区から一人の被災者も出さないという決意で取り組んでいきましょう。」と呼び掛けました。



渋谷八重山労働基準監督署長からは、「八重山署管内の令和5年の休業4日以上労働災害は、コロナを除いても72人と過去最多となっており、憂慮すべき状況にある。不安全な状態の直接的な原因は、その多くは事業者が講ずべき措置を講じなかった結果であるのに対し、不安全な行動は、労働者自身がとってしまうものであるため、労働災害を防止するためには、事業者だけで完結するものではなく、実際に作業を行う労働者も事業者の取組みに積極的に参加することが求められる。とりわけ近年は、転倒災害や腰痛などの労働者の不安全な行動に大きく起因する、いわゆる行動災害が増加しており、その重要性は高まっていると言えます。」旨の来賓あいさつがありました。田村八重山監督署労働基準監督官からは、安全週間の趣旨説明が行われました。



大会表彰では、(有)國光建設(代表取締役新里一支)と(株)双葉建機(代表取締役山本耕平)が表彰され、宮良大会実行委員長から賞状と記念品が手渡されました。

大会宣言は、(株)紫電舎の長田麗菜氏により読み上げられ、労働災害のない安全・安心なゼロ災害職場づくりを目指すことを参加者全員で誓い安全意識を高めました。最後に、新川港災防八重山支部長のあいさつで閉会しました。



♪ 第83回 全国産業安全衛生大会in広島の♪ ツアー申込・大会参加申込ご案内

☆ ツアー参加申込方法については、当協会までお問い合わせください。

ツアー受付期間: 令和6年7月16日(火)～8月30日(金)

ツアー参加費用: 3泊4日【11月12(火)～15(金)】コース



※ 大会前泊となります。

行程は、ホームページ又は協会だより7月号をご覧ください。

お一人様 137,000円(税込) + 保険980円

(※ 2泊3日希望の方は、別途ご相談ください)

☆ 全国大会参加申込みは別途必要です。

特設ウェブサイトからお申込みできます。 <https://jisha-taikai2024.com/>

参加料 一般 16,500円(税込) 中災防賛助会員 8,250円(税込)

※ プログラム冊子(P47)のfax申込書も使用できます。 当協会までお問い合わせください。



お問い合わせ先

(一社) 沖縄県労働基準協会 総務 098-868-2826

興味がある方、参加に悩まれている方

お気軽にお問い合わせください!

エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

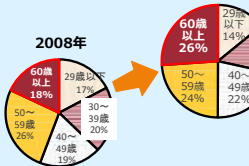


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死者数は60歳以上の労働者が占める割合は26%(2018年)で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)>

2018年

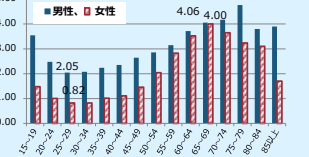


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

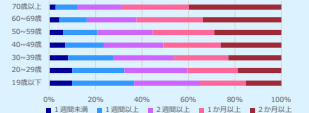
体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

※労働者1000人当たりの労働災害(休業4日以上)の発生件数



<年齢別の休業見込み期間の長さ>



このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

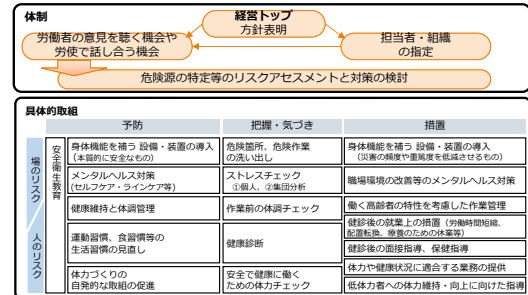
このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就業状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的な取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

イ 考慮事項

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

ウ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的な事項を参考に取組事項を決定します

エ 考慮事項

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します

- ※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高まった状態

- ※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動機能の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能(移動機能)が低下している状態

- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

ガイドラインの概要

2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入(主としてハード面の対策)
- ・高齢者でも安全に働けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

イ 対策の例



ガイドラインの概要

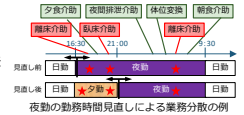
(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理(主としてソフト面の対策)

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高齢労働者の特性を考慮して、作業内容等を見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

イ 対策の例

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高齢労働者が就労しやすくなります(短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等)



- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

<暑熱環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高齢労働者が自らの健康状況を把握できるように取組を実施するよう努めます

イ 取組の例

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等(特定健康診査等)の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直しします

② 対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

③ 考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるような職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要で



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。
- また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

ガイドラインの概要

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- 脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

③ 考慮事項

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通して本人の了解が得られるよう努めます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供

- 健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

③ 考慮事項

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
- ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

② 対策の例

- ・「フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
- ・例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラポベルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）

5 安全衛生教育

(1) 高齢労働者に対する教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

③ 考慮事項

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2) 管理監督者等に対する教育

- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むこと**が必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながることを理解し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。**

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎体力の維持に取り組めます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組めます



国による支援等（令和6年度）

エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和6年5月7日～令和6年10月31日）

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラポベルスコース
対象事業者	・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること ・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること	・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）	
補助対象	・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している ・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費	・ 事業所カルテや健康スクラングレポートを活用したコラポベルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	補助率：1/2		補助率：3/4
補助上限額	上限額：100万円 (消費税を除く)		上限額：30万円 (消費税を除く)

※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で現場確認とヒアリングを行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は無料です！

結果報告

- 専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスを行います。
- ◆ 転倒、腰痛、墜落、転落災害の予防のアドバイスをいたします。
- ◆ 現場巡視における目の付け所のアドバイスをいたします。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・ 中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・ 建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・ 林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・ 港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：https://www.jashcon.or.jp/contents/ 有料

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にし、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

■ 厚生労働省ホームページ

(先進企業)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html

(製造業)
https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gousei/anzen/1003-2.html

■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html

■ SAFEAワード（SAFEコンソーシアム）

- ・SAFEコンソーシアムの活動の一環として、企業の皆さまから、自社の労働災害防止の取組事例を応募いただき、部門別に表彰するSAFEAワードを毎年開催しています。
- ・他社の優良な取組事例を参考に、労働災害防止に取り組みましょう。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
厚生労働省ホームページにも掲載しています

【新たな化学物質規制】～『化学物質管理者』とは？



新たな化学物質規制が導入され、**ラベル・SDS** (安全データシート) の伝達や**リスクアセスメント対象物質**が大幅に増加されています (国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加。GHS分類済は約2,900物質。)。自律的な管理が今後の規制の基軸となります。

リスクアセスメント対象物質 (R6.4.1時点で901物質が義務対象。) については、リスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物質にばく露される程度を最小限度 (濃度基準値設定物質については、濃度基準値以下。) にすることが義務付けられています。また、**皮膚等障害化学物質** (R6.4.1時点で1,064物質が義務対象。) を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合は、「**不浸透性の保護具** (化学防護手袋、履物、保護眼鏡等。)**の使用**」が義務化されています。

リスクアセスメント対象物質を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、『**化学物質管理者**』の選任が令和6年4月1日より義務化されました。選任要件は、化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者で、リスクアセスメント対象物質の製造事業場は専門的講習の修了者、取扱い・譲渡提供事業場は、資格要件はありませんが、専門的講習に準ずる講習の受講が推奨されております。また、「化学物質管理者」の職務は、危険・有害な化学物質のラベル・SDS (安全データシート) の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項の管理となっております。



職場の化学物質管理総合サイト

ケミサポ

「独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター」が運営しています。
「事業者が実施すること」、「なぜ変わるの」、「どう変わるの」、「お役立ち情報」等について、わかりやすく説明されています。
「ケミサポ」で検索するか右の二次元コードをご利用ください。



この夏は
休みをつなげて
心身ともに
リフレッシュ。

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

**年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう**

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

年次有給休暇取得促進特設サイト

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を振り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

5日	5日	15日	5日
事業主が労働者に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業主が労働者に付与できる	労働者が自由に取得できる

○前年度取得せずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を個定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例 (個人別付与方式の場合)

- 〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、締結に関して次のとおり協定する。
- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超過する部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の範囲で特別有給休暇を付与する。
 - 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
 - 3 各個人別の年休付与計画は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
 - 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1ヶ月前までに、所属課長に提出しなければならない。
 - 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
 - 6 業務執行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。
- 〇〇〇〇年〇月〇日
- 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

- ①(労使協定で定める事項)
- 1 時間単位年休の対象労働者の範囲
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象とする場合は、人事上の正常な運営を妨げる場合)に限られます。
 - 2 時間単位年休の日数
1年5日以内の範囲で定めてください。
 - 3 時間単位年休1日分の時間数
1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない時間数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
 - 4 1時間以上の時間を単位として与える場合の時間数
2時間単位など1日分の所定労働時間数を上回る1日数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。
労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位年次有給休暇の取得については、就業規則が必要となる日から申し込むことができます。

令和6年業種別署別労働災害発生状況（5月末累計）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

業 種	令和6年(5月末累計)							令和5年(5月末累計)							局計対令和5年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計		増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	28	30	9	(1) 6	2	(1) 75		28	26	4	1	1	(0) 60		15	25.0
食 料 品 製 造 業	13	20	6	(1) 5	1	(1) 45		17	15	4			(0) 36		9	25.0
鉱 業						(0) 0							(0) 0		0	-
建 設 業	29	24	(1) 6	(1) 8	2	(2) 69		34	(3) 29	3	1	5	(3) 72	▽	3	▽ 4.2
土 木 工 事 業	2	7			1	(0) 10		7	4	1		2	(0) 14	▽	4	▽ 28.6
建 築 工 事 業	23	13	(1) 4	(1) 8		(2) 48		17	(2) 21	2	1	2	(2) 43		5	11.6
交 通 運 輸 事 業	9					(0) 9		7				1	(0) 8		1	12.5
陸 上 貨 物 運 送 事 業	25	8				(0) 33		14	5		1		(0) 20		13	65.0
港 湾 荷 役 業						(0) 0		2		1		1	(0) 4	▽	4	▽ 100.0
林 業					1	(0) 1		1			1		(0) 2	▽	1	▽ 50.0
農 業 ・ 畜 産 ・ 水 産 業	1	2	2			(0) 5		4	1	1		3	(0) 9	▽	4	▽ 44.4
第三次産業（運輸を除く）	141	91	8	13	17	(0) 270		141	91	18	15	19	(0) 284	▽	14	▽ 4.9
商 業	45	25	4	1	1	(0) 76		43	26		1	4	(0) 74		2	2.7
小 売 業	26	22	4	1	1	(0) 54		22	22		1	2	(0) 47		7	14.9
接 客 娛 楽 業	15	16	3	6	7	(0) 47		14	17	7	4	4	(0) 46		1	2.2
旅 館 ・ ホ テ ル	2	4	2	4	3	(0) 15		4	4	4	3	2	(0) 17	▽	2	▽ 11.8
飲 食 店	9	10			2	(0) 21		7	9	2		2	(0) 20		1	5.0
保 健 衛 生 業	34	17	1	3	4	(0) 59		34	27	5		4	(0) 70	▽	11	▽ 15.7
社 会 福 祉 施 設	27	15	1	2	4	(0) 49		25	21	4		4	(0) 54	▽	5	▽ 9.3
ビルメンテナンス業	11	8		2	1	(0) 22		15	2	2	6	3	(0) 28	▽	6	▽ 21.4
そ の 他 の 業 種	36	25		1	4	(0) 66		35	19	4	4	4	(0) 66		0	0.0
全 産 業	(0) 233	(0) 155	(1) 25	(2) 27	(0) 22	(3) 462		(0) 231	(3) 152	(0) 27	(0) 19	(0) 30	(3) 459		3	0.7

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。

2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。

3. 「▽」は減少を示す。

4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。

5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。

6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜（ビムシ除く）、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況（5月末現在）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮 古	はさまれ・ 巻き込まれ	整地・運搬・ 積み込み用機械	その他の食料品製造業	1月中旬	50歳台	50～99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名 護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1～9	RC造4階建てビルの外壁改修工事のため、躯体周囲において単管足場の組み立て作業を行っていた。被災者が屋上から足場の階段で階下へ移動する際、高さおよそ10mの屋上付近の昇降設備から地面へ墜落し、搬送後に死亡したもの。
3	宮 古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10～29	高さ12.8mの外部足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したものの。

令和6年度 沖縄県産業安全衛生大会

10月11日(金) 14:00～ 会場 ラグナガーデンホテル

特別講演

「沖縄県と各都市をつなぐBodySharing技術
体験共有の未来とそのライフスタイル」

講師 玉城 絵美 氏 (H2L, Inc., CEO、琉球大学 工学部 教授)



事例発表

① 安全関係 拓南製鉄(株) ② 健康経営 琉球製罐(株)



講習会のご案内 (令和 6 年 9 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています

各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元
バーコードから
ご確認頂けます。

項 目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代込み)
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 ☎ 979-9975 那覇支部 ☎ (098) 868-2831 ☎ 869-1714 中部支部 ☎ (098) 937-0162 ☎ 937-0163	小型移動式クレーン運転技能講習	学 9/2(月)～3(火) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班4(水)、B班5(木)、C班6(金) 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 23,925 円 一科目免除 25,925 円 免除無 27,925 円
	フォークリフト運転技能講習	学 9/9(月) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班9/10(火)～13日(金)、 B班9/17(火)～20(金) 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	学 9/10(火)～11(水) 実 A班9/12(木)、B班13(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	17,010 円
	化学物質管理者(取扱事業場向け)	9/18(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 12,980 円 非会員 16,980 円
	ガス溶接技能講習	9/19(木)～21(土) 学 中城講習会場 中城モール4階(中城村久場) 実 那覇工業高校 機械科溶接実習室(浦添市勢理客)	12,500 円
	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習	9/24(火)～25(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	13,380 円
北部支部 ☎ (0980) 54-4700 ☎ 52-7004	フォークリフト運転技能講習	学 9/30(月) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班10/1(火)～4日(金)、 B班10/7(火)～10(金) 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	職長教育・安全衛生責任者教育	9/19(木)～20(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	会 員 16,350 円 職長のみ 14,080 円 非会員 21,850 円 職長のみ 19,580 円
宮古支部 ☎ (0980) 73-1455 ☎ 73-6511	安全衛生推進者養成講習	9/26(木)～27(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	13,930 円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	9/20(金) 学 未来創造センター 中央公民館 研修室 実 先嶋建設(株) 多目的広場	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円
八重山支部 ☎ (0980) 88-5355 ☎ 88-5360	フォークリフト運転技能講習	9/30(月)～10/4(金) 学 宮古建設会館 実 先嶋建設(株) 多目的広場	47,150 円
	フォークリフト運転技能講習	9/9(月)～13(金) 学 (株)紫電舎2F会議室 実 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	47,150 円

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。



新規加入事業場のご紹介 (6月16日～7月15日)

協会支部名	事業場名	所在地
中部支部	株式会社 旭造園	うるま市字具志川 203

※次の理事会にて承認予定